

宇部市 事業者向け電子契約説明会

GMOグローバルサイン・ホールディングス

電子契約事業部

(令和6年3月8日開催)



GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社

本社所在地	東京都渋谷区桜丘町26- 1 セルリアンタワー
事業内容	クラウドホスティング及びセキュリティサービスを中核とした 各種インターネットソリューションの開発・運用
代表者	青山 満
設立	1993年12月
資本金	9億1,690万円 (2019年12月)
従業員数	社員932名 (2019年12月)
株式	東京証プライム (証券コード 3788)
加盟団体 (抜粋)	日本ネットワークセキュリティ協会 トラストサービス推進フォーラム デジタルトラスト協議会



クラウド・ホスティング、セキュリティ事業をはじめ、
幅広いラインナップでお客様のビジネスを支えています。

クラウド・ホスティング事業	<ul style="list-style-type: none">販売実績24年ITインフラ提供実績 国内最大級11万社以上
セキュリティ・電子認証事業	<ul style="list-style-type: none">電子証明書発行実績累計 2,500万枚以上SSLサーバ証明書発行実績 440万枚以上国内シェアNo.1 / 海外シェアNo.3



電子契約とは

電子契約の主なメリット

1

締結コストを削減

2

締結手続きの高速化

3

ガバナンス
(内部統制) 強化

	紙の契約	電子契約
形式	紙の書面	電子データ (PDF)
押印	印鑑 or サイン	電子署名
送付	送付・持参	インターネット
保管	書棚	サーバー
印紙	必要	不要
証拠力	あり	あり

契約は「当事者の意思の合致」で成立

契約書に記名押印し、又は契約内容を記録した電磁的記録に電子署名を講じなければ契約は確定しない。（地方自治法234条第5項）

本人の押印があれば、本人の意思と推定される

私文書は、本人又はその代理人の署名又は押印があるときは、真正に成立したものと推定する。（民事訴訟法228条第4項）

5月12日
政府見解

- ①本人による電子署名ではないので、3条推定効は働かない。②但し、**締結までのプロセスを示せば**3条推定効は発生する。

7月17日
政府見解

- 利用者の指示に基づき、**一定の要件を満たす場合は**電子署名と評価し得る（2条署名）

9月4日
政府見解

- 2条署名に該当かつ、2要素認証によって本人以外がなりすますことができない**固有性を有する場合**、3条所定の推定効が発生する



11月17日
デジタルガバメントWG

第3条Q & Aでは、第3条に規定する電子署名に該当する要件として、**同一性の確認（いわゆる利用者の身元確認）は求めている。**

しかしながら、実際の裁判において電子署名法第3条の推定効が認められるためには、**身元確認は手段の1つ**として考えられる。

どの程度の身元確認を行うかは締結する**契約の重要性の程度等を考慮して**決められるべきものと考えられる。

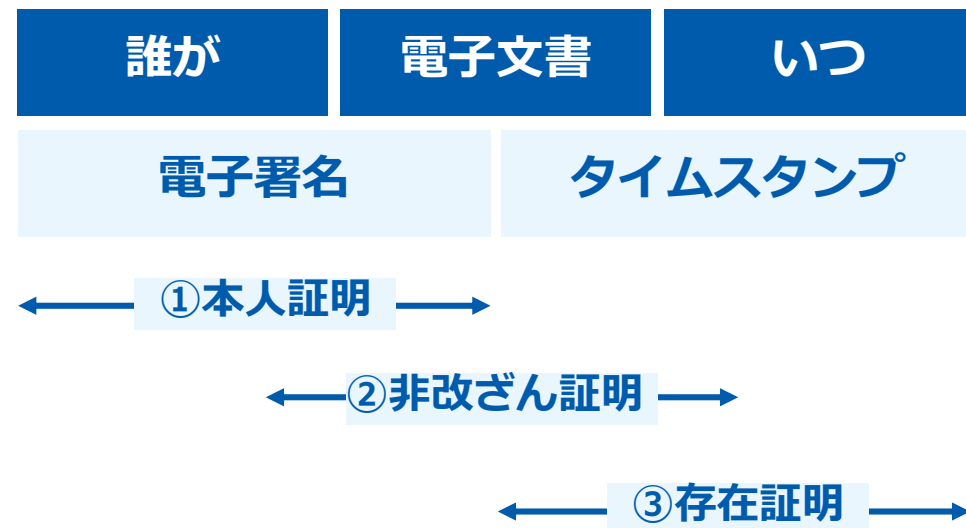
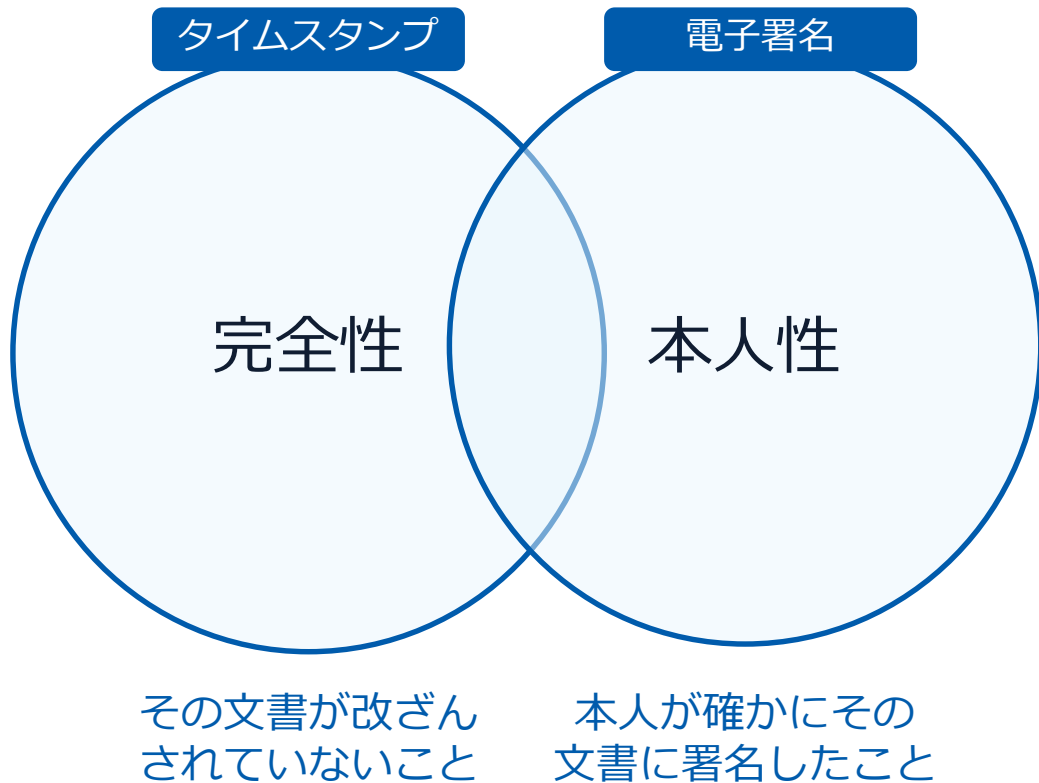
電子においても判子の世界と同様の判断がくだされた（3条推定効を認める）

[5月12日見解]論点に対する回答
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/seicho/20200512/200512seicho04.pdf>

[7月17日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A
<http://www.moj.go.jp/content/001323974.pdf>

[9月4日見解]利用者の指示に基づきサービス提供事業者自身の署名鍵により暗号化等を行う電子契約サービスに関するQ & A（電子署名法第3条関係）
https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/denshishomei3_qa.pdf

[11月17日デジタルガバメントWG]
<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/meeting/wg/digital/20201117/201117digital06.pdf>



3つがそろふことで、
法的効力の高い電子契約となる

電子契約は、電子帳簿保存法第2条5号「電子取引」に該当し、その電磁的記録の保存については、同7条の要件に従う必要があります。

	電子帳簿保存法第7条の要件	GMOサインの対応状況
① 措置	①タイムスタンプが付与されたデータを授受 ②受領後2カ月と概ね7営業日以内にタイムスタンプの付与 ③データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを採用 ④訂正削除の防止に関する事務処理規定を策定、運用、備え付け 上記いずれかの方法を充足する必要がある (施行規則4条1～4項)	<ul style="list-style-type: none"> ・日本データ通信協会の認定タイムスタンプの押印 ・認証事業者発行の電子証明書による電子署名による情報確認 GMOサインは左記のうち①を充足している
② 場所	国税に関する法律が定める「保存場所」(規則2条2項2号) ※電磁的記録が「保存場所」外のサーバーにある場合であっても、ディスプレイに出力できれば「保存場所」に保存されているものと取り扱われます。	システムから電子契約をディスプレイに出力
③ 期間	国税に関する法律が定める「期間」 法人事業者の場合、7年間 (欠損金の繰越控除をする場合は最長で10年間)	保管期限は無期限
④ 保存	1) <u>見読性の確保</u> (規則2条2項1号イ) 2) システム概要書類の備付(規則2条2項1号ロ) 3) <u>検索機能</u> (規則6条6項4号1) ※検索要件(取引年月日、取引先、取引金額)	1) ディスプレイ上・書面上で出力が可能 2) サービスサイト上に掲載 3) 取引先、取引年月日、取引金額等により検索が可能

2022年1月の電子帳簿保存法改正によりGMOサインのシステムは「優良」の区分に該当します

ス
キ
ャ
ナ
保
存

①承認制度の廃止

- ・ 3カ月前の事前申請が廃止
- ・ 電帳法に対応した会計システム、スキャナ等で速やかに電子保存が可能

②タイムスタンプ要件の緩和

- ・ スキャンニング時の受領者署名が不要
- ・ タイムスタンプ付与期間が3日→約2カ月以内に変更
- ・ 電子データの修正・削除をしたことをログに残せるシステムの場合、タイムスタンプ不要

電
子
取
引

③検索要件の緩和

- ・ 検索要件が「取引年月日・取引金額・取引先」のみに
 - ・ 範囲指定、項目の組み合わせの設定機能が不要
- ※国税庁の要求による電子データのダウンロードに応じる場合

④電子取引データの電子保存義務化

- ・ 電子取引データの紙での保存は不可
- ・ 改正以降、電子保存が義務化

参考

（国税庁）電子帳簿保存法について <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/>

印紙税法第2条は、課税対象となる「**文書には、…印紙税を課する。**」と規定しています。

この「文書」に電子契約が該当するかが問題となりますが

内閣総理大臣による答弁および国税庁への照会への回答において

電子文書には印紙税が課税されないと明言されています。

※内閣参質162第9号 平成17年3月15日

<http://www.sangiin.go.jp/japanese/joho1/kousei/syuisyo/162/touh/t162009.htm>

「事務処理の機械化や電子商取引の進展等により、これまで専ら文書により作成されてきたものが電磁的記録により作成されるいわゆるペーパーレス化が進展しつつあるが、**文書課税であるにおいては、電磁的記録により作成されたものについて課税されない**」

※国税庁ウェブサイト 照会事項への回答

https://www.nta.go.jp/about/organization/fukuoka/bunshokaito/inshi_sonota/081024/02.htm

「注文請書の現物の交付がなされない以上、たとえ**注文請書を電磁的記録に変換した媒体**を電子メールで送信したとしても、ファクシミリ通信により送信したものと同様に、課税文書を作成したことにはならないから、**印紙税の課税原因は発生しない**」

電子契約システムでメール認証などを行い サービス事業者の電子証明書で署名



相手方はインターネット環境と電子メールアドレスがあれば利用可能。費用負担もありません。

5つのポイント



身元確認済み電子証明書

国内シェアNo.1の電子認証局と連携

全世界で2500万枚の発行実績がある証明書発行システムと直接連携。国際的な審査基準（WebTrust）を満たす電子認証局を子会社にもつ当社だからこそ実現できる信頼性を提供します。



Adobe Approved Trust List

Adobe認定のルート証明書を採用

Adobe社より要求される厳格な技術要件を満たす信頼性の高いルート証明書を使用。Adobe Readerでも簡単に電子署名の有効性を検証でき、締結相手方にも安心いただけます。



税務対応も安心

電子帳簿保存法に標準対応

税法上で要求される検索機能や見読性を標準実装。締結済みの電子契約を紙に印刷することなくそのまま長期保存が可能。



タイムスタンプ

認定タイムスタンプを標準付与／各種法令にも適合

セイコーソリューションズ社の認定タイムスタンプを標準付与。時刻保証とともに非改ざん性も担保。e-文書法や電子帳簿保存法などの各種法令にも対応。



立会人型電子署名に対応

費用の負担無しで締結が可能

電子契約事業者名義の電子証明書を利用して署名を行うので相手方の費用負担がありません。また、メール認証だからスピーディに契約締結。

安全性



WAF (Web Application Firewall)

不正な攻撃からシステムを保護



セキュリティ診断

外部のセキュリティ専門業者による
ぜい弱性診断を定期的を実施



専用環境(HSM)で署名鍵保管

すべての署名鍵は、堅牢な環境で
生成・保管し、不正利用を防止



ファイル暗号化

1つ1つの契約データごとに
個別の暗号化を実施し安全に保管



通信の暗号化

SSLにより通信を暗号化し
盗み見や改ざんを防止



データバックアップ

すべての契約データを毎日バックアップ
日次でバックアップしているほか
月次・年次でもバックアップを実施

信憑性



WebTrustの厳格な審査をクリア

システムで使用する電子証明書は
国際的な電子商取引保証基準に準拠



セキュリティ基準 ISMS取得済

情報セキュリティマネジメントシステム
ISO/IEC 27001:2013・JIS Q 27001:2014

内部統制



操作ログ管理機能

契約文書の閲覧やダウンロードなど
各種操作を保存しており追跡が可能



多要素認証・IP制限・SSO

ワンタイムパスワードなど、高度な認証方法に
より社外からの業務外のアクセスや
情報漏洩対策も万全

サポート



連絡窓口

電話・メール・ウェブフォーム
ウェブ会議システム・ウェブチャット



契約締結の流れ

対象とする契約

本市における契約は、電子契約サービスを利用した電子契約によることができるものとします。
(工事請負契約書、業務委託契約書、物品売買契約書など(複数当事者の合意に基づく協定、
確約等、契約に類するものを含む))

対象としない案件

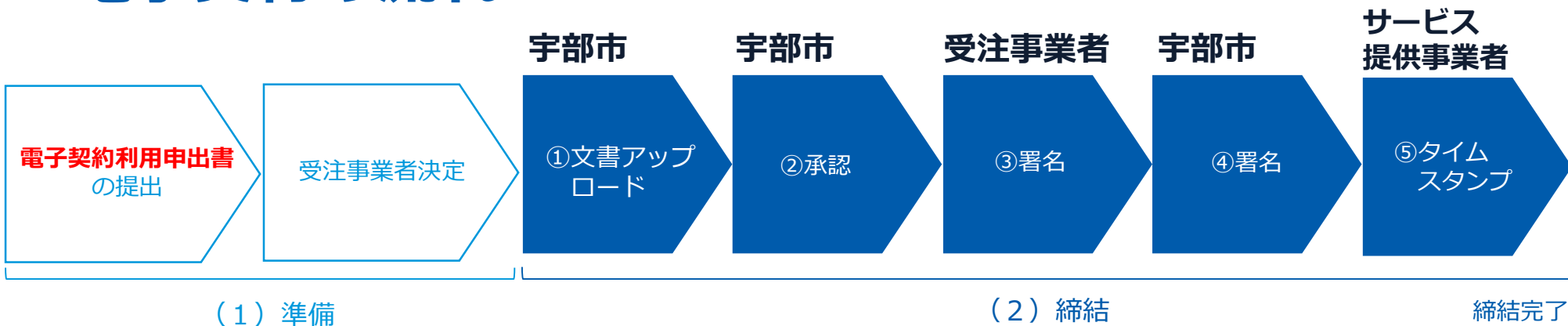
- (1) 法令等の定めにより書面によるべきとされている契約
- (2) その他電子契約によることが適当でないと認められる契約

※ 入札案件を対象として開始、その状況等を確認して順次対象範囲の拡大を検討予定

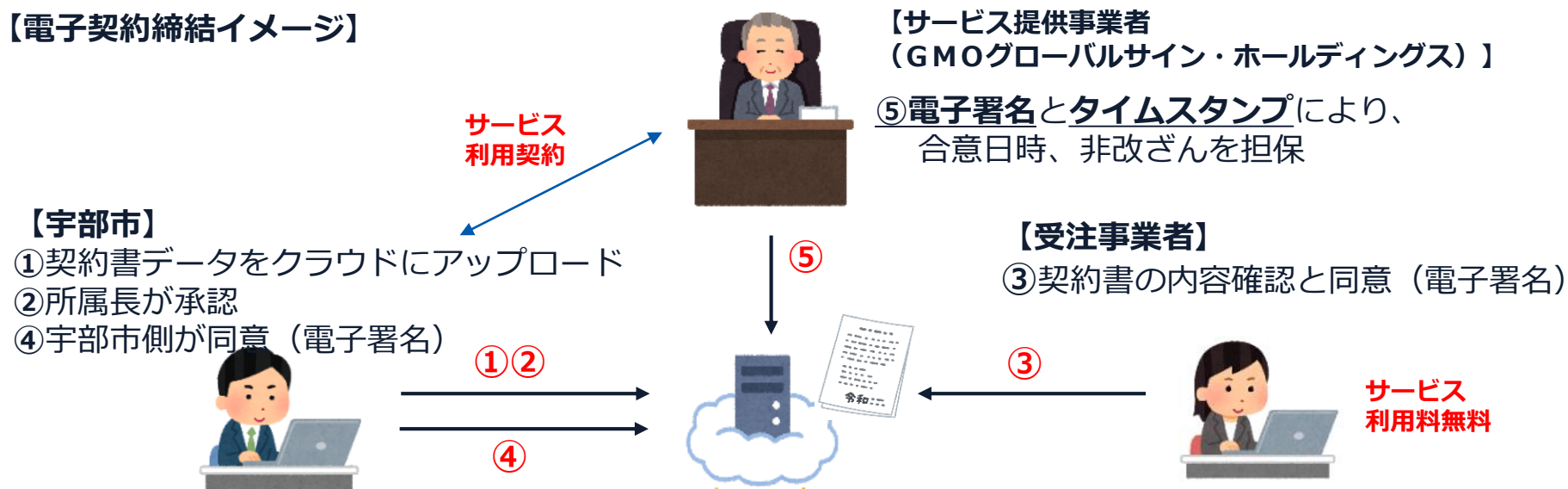
令和6年度	入札(工事及び工事に係る業務委託)
令和7年度以降	順次対象範囲を拡大予定 入札(物品・その他業務委託)及び随意契約

電子契約は、印紙税の削減、利便性の向上等のメリットも高い反面、電子契約サービスの操作を覚える必要がありますので、双方が協力しながら進めていかれますようお願いいたします。

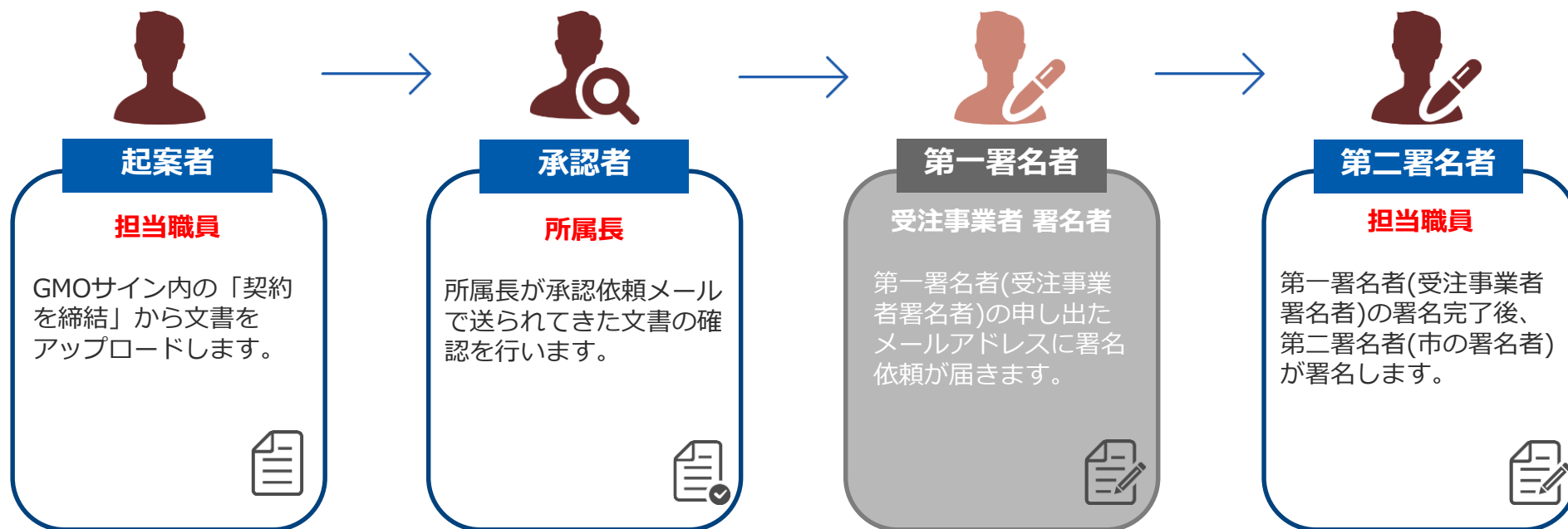
電子契約の流れ



【電子契約締結イメージ】



起案者	承認者	第一署名者(受注事業者署名者)	第二署名者(市の署名者)
担当職員	所属長	受注事業者の署名権限者	担当職員



電子契約締結希望の有無について

手順

- 1 市で電子契約対象案件とした旨通知
- 2 事業者は、電子契約締結の希望の有無を申出

「電子契約利用申出書」の提出について

- 電子契約はメールでのやり取りになるため、事業者のメールアドレスを確認する必要があります。
- 希望の有無に関わらず、すべての入札参加事業者は提出をお願いします。
- 電子契約を締結する権限のある方のメールアドレスを記入してください。
- 申出書に記載された契約締結者のメールアドレスが第一署名者になります。

※詳細は、電子契約申出書をご確認ください。

※本人性の観点から、可能な限り、法人ドメイン等の本人性の担保されたメールアドレスを提出いただくようお願いします。

様式第1号

電子契約利用申出書

(宛先) 宇部市長

以下の案件について、宇部市と電子契約（立会人型電子署名サービスを利用した契約）の締結を

- 希望します。 (左記のいずれかに (☑) してください。)
 希望しません。

なお、契約締結に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

契約件名			
申出日	年	月	日
申出者 (受注者)	商号又は名称		
	契約締結権者	役職	
		氏名	
	メールアドレス		
担当者	部署名等		
	指名		
	メールアドレス		
	電話番号		

- ※ 電子契約の方法（電磁的措置の種類、内容、記録方式等）は、別に示す「宇部市電子契約実施要綱」及び関係マニュアルのとおりです。
- ※ この申出書は、契約ごとに1通提出してください。
- ※ メールアドレスは、半角で入力してください。
- ※ 宇部市の競争入札参加資格の登録業者の場合は、「商号又は名称」「契約締結権者」は、その登録において「本店で契約する」とした場合は登録された本店の商号又は名称及び代表者の役職名及び氏名を記載し、「委任先（本店以外の営業所等）で契約する」とした場合は登録された委任先の商号又は名称（支店名等を含む）及び受任者の役職名及び氏名を記載してください。
- ※ 担当者欄は、この契約事務を担当する方を記載してください。担当者のメールアドレスは、契約締結権者のもとの場合は「同上」で構いません。
- ※ 提出した申出書の内容に変更があった場合は、再度提出してください。申出を撤回する場合は、市の担当者との協議の上、文書（電子メールを含む。）にてその旨を申し出てください。
- ※ 工事請負契約においては、この申出及びその応答をもって、建設業法施行令第5条の5第1項の規定による「電磁的措置の種類等の提示」及び「その承諾」とします。類似規定のある他の法令が適用される契約においても、同様とします。



操作方法

（１）受注事業者に署名依頼メールが届きます

メール件名(例)「宇部市 様より▲▲▲(封筒名)への署名依頼が届いています」

メール差出元「電子印鑑GMOサイン <noreply@gmosign.com>」

操作手順

- 1 メール内の電子署名URLをクリックします。
- 2 ブラウザ上に、文書の内容が表示されます。

- 電子契約利用申出書に記載された受注事業者のメールアドレス宛に、契約書の確認依頼のメールが届きます。
- メールが届きましたら、URLより**速やかに**GMOサインにアクセスし、契約書の内容を確認した上で、署名をしていただきます。

（２）文書を確認します



操作手順

- ① 文書内容を確認します。
- ② 内容に不備が無ければ、「完了」を押します。
- ③ 【完了する】をクリックするとメッセージが表示されますので、問題なければ【署名手続きを完了する】をクリックして署名完了です。

- ・内容に不備がある場合、右上の【その他のメニュー】から署名の辞退が可能です。
- ・辞退した場合、起案者・第一署名者・第二署名者に署名の辞退の通知メールが送信されます。



不可視署名について

- 印影の不要な「不可視署名」となります。
- 印影のある署名（可視署名）と同様に契約締結でき、電子文書の証拠や安全性も確保できます。

複数の文書がある場合、文書表示枠の上部のタブをクリックすることで文書を選択することが可能です

The screenshot displays a web interface for document management. At the top, a navigation bar contains three tabs: '機密保持契約書' (Confidentiality Agreement), '業務委託契約書' (Business Commission Agreement), and '送付状' (Delivery Statement). The '機密保持契約書' tab is selected and highlighted with a red box. Below the tabs, the main content area shows a document titled '機密保持契約書'. On the left side, there is a sidebar with a checklist titled 'チェックリスト 1' containing three items: '署名 1', 'テキスト入力 1', 'テキスト入力 2', and 'テキスト入力 3'. A blue callout box points to the '完了する' (Complete) button at the bottom of the sidebar, stating '全ての文書を確認すると選択できます。' (After checking all documents, you can select them.). Another blue callout box points to a zoom-in icon at the bottom of the document viewer, stating '拡大表示もできます。' (Zooming in is also possible.).

- 第一署名者(受注事業者)の署名が完了しますと、自動で第二署名者(市の署名者)へ署名依頼メールが送信されます。

(3) 署名済文書のご案内が届きます

メール件名：「電子署名完了のお知らせ」

メール差出元：「電子印鑑GMOサイン」

操作手順

- 1 受注事業者、市双方の署名完了後、上記の件名及び差出元の例に示したような電子署名完了のお知らせが、受注事業者及び市の双方に電子メールが届きます。内容は右の記載例のとおりです。
- 2 メールに記載の「ダウンロード」から電子署名が行われた契約書をダウンロードできます。

【メールの例】

1

電子印鑑なら
GMOサイン

株式会社〇〇
鈴木 太郎様

すべての手続きが完了しました。
署名完了文書ダウンロード画面より、ダウンロードして下さい。

2

ダウンロード

封筒：5050000111 電子契約サービス委託
文書：
・電子契約サービス委託
ダウンロード有効期間：14日間

（４）契約書のダウンロード

操作手順

- 1 「ダウンロード」をクリックしますと、右のような画面が表示されます。
- 2 再度「ダウンロード」をクリックして、電子署名済みの契約書のPDFデータをダウンロードして、保管してください。
- 3 契約書を「ダウンロード」できる期間は、前述の「電子メール完了のお知らせ」のメールが到着してから、2週間です。期限を過ぎるとリンク先には、次のような画面が表示され、ダウンロードができなくなります。必ずダウンロードして保管するようお願いいたします。





電子署名の確認方法

電子署名の確認方法①

【ダウンロードしたPDF上で確認】

○Adobe Acrobat Readerの署名パネルで「電子署名情報」と「タイムスタンプ情報」を確認できます。

【署名パネル】 署名パネルボタンを押すと表示されます。

※ Adobe Acrobat Readerを開いてから、表示してください。

署名済みであり、すべての署名が有効です。

署名

すべてを検証

バージョン 1: GMO Sign Dept. により署名済み

署名は有効です:
信頼ソース取得元: Adobe Approved Trust List (AATL)
文書は、この署名が適用されてから変更されていません
署名者の ID は有効です
埋め込みタイムスタンプが署名に含まれています。
署名は LTV 対応です

▼ 署名の詳細 日時情報

理由: 氏名様 メールアドレス が2021-10-07 09:25:23 +09:00 JSTに承認しました

署名の場所: 日本

証明書の詳細...

最終チェック日時: 2021.10.07 09:25:55 +09'00'

フィールド: FIELD_2336416_0 (不可視署名)

このバージョンを表示

> バージョン 2: SEIKO Timestamp Service. Accredited A2W03-008 により署名済み

すべての署名が有効です。

署名パネルボタンをクリック

契約書(原本)

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から30日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し: 完成の日から 日以内

第3条(代金)
請負代金は金 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円

第4条(注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責を備えることのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

電子署名の確認方法②

【GMOサインの「文書管理内」プレビューで確認】

③GMOサインの「文書管理」内の「プレビュー」表示時に署名者の情報が確認できます

※ご利用にはアカウント登録（無料）が必要です。

管理番号 | [REDACTED]

Signing Time

署名者情報

[REDACTED]

に承認しました

署名者情報

[REDACTED]

に承認しました

署名者の氏名やメールアドレス、作業日時が記録されています

業務委託

株式会社○○○(以下甲という)と △△△株式会社を締結する。

第1条 甲は乙に対し、次条に定める業務を委託

第2条 本契約に基づく委託業務の範囲は次の

1. 甲の運営する店舗「」の管理
2. 機器の点検メンテナンス
3. 「」に係る販売促進業務

第3条 甲は乙に対し、委託料として月額

第4条 乙が業務の遂行のため、その他の費用

電子署名の確認方法③

【契約締結証明書で確認】

- GMOサインにログインし、「文書管理」から契約締結証明書のダウンロードが可能です。
- プリントアウトした場合、当証明書を添付頂く事でPDFファイルを開く事なく情報確認が可能となります。
- 電子署名済みであることの対外的な証明としてもご利用いただけます。
- 契約締結した文書の左下にIDが表示され、締結証明書IDとの紐づけが可能となります。

GMOサイン 電子契約締結証明書

文書名	経営委任契約書_001
管理番号	0000015
文書作成者	GMOグローバルサイン・ホールディングス株式会社
文書作成者メールアドレス	
締結証明書ID	7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02

操作日時	署名方法	署名者情報
2020/07/31 20:09 (JST)	実印タイプ	CN GMO 太郎 O GMOクラウド株式会社 OU ソリューション事業部 L 渋谷区 S 東京都 C JP
2020/07/31 20:09 (JST)	契約印タイプ	GMOクラウド株式会社 GMO 次郎 gmo-jirou@gmocloud.com
2020/07/31 20:09 (JST)	契約印タイプ	GMO 花子 09012345678

※ご利用にはアカウント登録（無料）が必要です。

署名済みであり、すべての署名が有効です。 署名パネル

工期は次のとおりとする。
着手 : 契約成立の日又は工事許可日から 30 日以内
完成 : 着手の日から 日以内
引渡し : 完成の日から 日以内

第3条 (代金)
請負代金は 円とし、乙は甲に対し次のように支払う。
契約成立時 金 円
引渡しの日 金 円

第4条 (注文者の負担)
建築に要する費用、材料、労力は甲が負担する。

契約書(原本)

1 本契約の工事は、追加・変更の工事等がない限り、この場合の工期や代金の変更については別途合意書を作成するものとする。
2 契約期間内に予期することのできない法令の制定若しくは改廃又は経済事情の激変等によって、追加の費用又は原材料費が変動した場合の費用は甲が負担するものとする。ただし、乙が代金支払期日を遅延した事によって生じた価格変動分は乙が負担するものとします。

第6条(危険負担)
天災その他自然的又は人為的な事象であって、発注者又は受注者のいずれにもその責めを帰することのできない事由によって生じた損害は乙の負担とする。

契約締結証明書ID と一致します

7dfd11d5126db4c1699470984eec8b02



お問い合わせ先について

お気軽にお問い合わせください

電子印鑑GMOサイン 運営事務局	
電話番号	03-6415-7444 (受付時間 平日10:00-18:00)
メールアドレス	support@cs.gmosign.com
お問い合わせフォーム	https://www.gmosign.com/form/
オンライン商談	https://www.gmosign.com/online/

GMOサイン

検索

＼最新情報をお届け！ 電子印鑑GMOサインのSNSアカウント／



@GMOSign_JP
https://twitter.com/GMOSign_JP



@GMOSign
<https://www.facebook.com/GMOSign/>

デモンストレーション
